

永曆の変の後白河院の動機

佐々木 紀 一

あらゆる歴史は、これまで、結果の見地から、しかも結果における理性の想定に基づいて、書かれて来た。——ニーチェ『われら文献学者』をめぐる考察

平治の乱の終息後の二月二十日、二条天皇親政派の藤原経宗・惟方が夜中、清盛の兵に襲撃・捕縛され、流罪に処せられる。この「同廿日夜天下有騒動」⁽¹⁾は、事件そのものよりも、院の命に従った清盛の政治的選択の結果、

コレヨリ清盛天下ノ権ヲホシキマ、ニシテ、程ナク太政大臣ニアカリ⁽²⁾

と、後の平家政権成立の契機として評価される。事件が院御所の棧敷打ち付けと云ふ、兩人の嫌がらせに対する院の激情により、突発的に引き起こされた事は確かで、当時の自力救済の社会風潮と共に、院の特殊な性格に原因が求められてゐる。⁽³⁾ 対して「後白河の院御いきどをりふかゝりかれば」⁽⁴⁾とあるが、感情的暴発説ではなく、安田元久氏は乱以降、政治的局外者となつた院に、新政派を誅殺する権力は無いものの、清盛を利用して両者の平治の乱与同の罪を問責する意図があつたとする。⁽⁵⁾ 従来と大きく異なる乱の理解を示した河内祥輔氏は、内裏に於ける逮捕は院による二条天皇自身への威嚇の意図があるとし、⁽⁶⁾ 共に、院の行動に政治的合目的性を認める。

平治の乱後、後白河院政を停止しようとした有力貴族の失脚である本事件を、筆者は永曆の変と呼ぶが、その政治史

的意義、または院の意図を測る為に、先づ逮捕そのものの考察が十分に必要であると考へる。但し同時代の記録が伝存せず、編纂史料が何点か残るが、年代記は簡潔すぎ、歴史物語『今鏡』は特に政治の機微、軍事については臆化する為、事件そのものが明確ではない。唯一、関係者（の子孫）の証言に基づく『愚管抄』が、精彩に富み、詳細であるが、十分ではなく、それとは別に『平治物語』を参照可能と見るものである。勿論、『平治』の成立事情は不明で、文学的脚色、誇張が施される箇所を指摘出来るから、史料としての価値は大いに留意する必要があるが、現存史料と対照させる事により、事件の性格について、幾らか明らかになる所があると考へる。

一、現存史料による逮捕の経緯

早くに紹介されるが⁽⁷⁾、

『百鍊抄』（新訂増補国史大系）

院仰清盛朝臣、搦召権大納言経宗、别当惟方卿於禁裏中（永暦元年二月二十日条）

や、『皇代暦』の、

同二月廿日夜、於八条内裏、大納言経宗・别当惟方被搦畢、配流経宗阿波国、惟方長門国⁽⁸⁾は、逮捕のみが確認出来る記事である。対して『今鏡』三「すべらぎの下」（ひなのわかれ）の⁽⁹⁾、

かの少なごんの御ゆかり、うらくくにながされける、みなめしかへして、よみなしづまりて、内の御まつりごとのま、なりしに、みかどの御は、かた、また御めのとなどいひて、大納言経宗、别当惟方などいふひとふたり、よをなびかせしほどに、院の御ため御心にたがひて、あまりなることゞもやありけん、ふたりながら内にさぶらはれける夜、あさましくきこえしに、いかなる事かあらんずらんときこえけれど、法性寺のおほきをとゞの、せちに申や

はらげ給て、をのくながされて、このごろはめしかへされて、大臣の大將までなり給へるとこそはき、はべれ、
さまであやまらずをはしけるにや

や、

『愚管抄』（文明本）では、

後白川院ヲバ、ソノ正月六日、八条堀川ノ顯長卿ガ家ニヲハシマサセケルニ、ソノ家ニハ棧敷ノ有ケルニテ、大路御覽ジテ下スナンド召寄ラレケレバ、經宗惟方ナドサタシテ堀川ノ棧敷ヲ板ニテ外ヨリムズくト打ツケテケリ、カヤウノ事ドモニテ、大方此二人シテ、世ヲバ院ニシラセマイラセジ、内ノ御沙汰ニテアルベシト云ケルヲ聞召テ、院ハ清盛ヲメシテ、ワガ世ニアリナシハコノ惟方經宗ニアリ、是ヲ思フ程イマシメマイラセヨトナクく仰有ケレバ、ソノ御前ニハ法性寺殿モヲハシマシケルトカヤ、清盛又思フヤウドモ、有ケン、忠景・為長ト云二人ノ郎等シテ、コノ二人ヲカラメトリテ、陣頭ニ御幸ナシテ御車ノ前ニ引スエテ、ヲメカセテマイラセタリケルナド、世ニハ沙汰シキ、ソノ有サマハマガくシケレバ、カキツクスベカラズ、人皆シレルナルベシ、サテヤガテ經宗ヲバ阿波国、惟方ヲバ長門国へ流シテケリ⁽¹⁰⁾

と、逮捕に至る直接的原因と、院の前の厳しい糾問が記される。

しかし以上の史料には明快でない逮捕の様相を指摘出来る。『愚管抄』によれば、「ナクく」院は清盛に拘束を命じ、兩人は「面縛」されたのであるが⁽¹¹⁾、前掲『今鏡』傍線を見るに、法性寺殿忠通の懸命の執り成しがあつて流罪に収まつたとあるから、その時、それ以上の措置である、殺害の可能性があつたと解すべきであらう。恥辱を与へた（河内氏朝儀を経ずに処刑される事は、通常あり得ない。

また兩人の捕縛の際、乱闘があつたとする記録がある。南北朝時代成立の『帝王編年記』で、

二月廿日、上皇御幸内裏、於近辺召取権大納言経宗・参議惟方卿等之間、禁中有乱闘事、三月十一日、経宗・惟方等配流国々（新訂増補国史大系）

として、院自身内裏に乗り込み「乱闘」があつたとする。この乱闘と非合法的処刑が、実は『平治』と一致するのである。

二、『平治物語』諸本による事件の詳細

同じ軍記物語の『源平盛衰記』では、

永暦元年二月廿一日ニ、上皇、内裏ニ臨幸有テ、清盛朝臣ニ仰テ、権大納言経宗・别当惟方卿ヲ被召捕ケリ、経宗卿ハ外戚也、惟方卿ハ「叔父」也、縦八虐ノ犯アリテ、五刑ノ法ヲ被行トモ罪名ニ及スシテ、忽ニ繫索セラレンヤト、世傾ケ申シ、人ト疑ヲナセリ（卷二「主上上皇除目相違」）⁽¹⁴⁾

とあり、院が内裏に乗り込んだ事、罪名詮議を経ずに拘束された事が異常視されるが、逮捕の際の武力衝突については不明。対して逮捕の経緯について詳しいのが一部『平治物語』伝本である。金刀比羅本系では唐突に両人の流罪を記して、逮捕を載せないのに対して、陽明・九条本系を挙げれば、次の様に記す。

（九条本）⁽¹⁵⁾

二月廿日比に、院も八条堀川の皇后宮権大夫頭長卿の宿所のさしきへ常に¹出御ありて、四方の山辺のかすミわたれる夕¹けふりのけしきを²覧有て、御慰³有けるを、大裏より御使とて、²さしき殿をうちつけてけり、上皇、御憤⁴ふかくして、大式清盛をめて、主上若年にましますは、これほと御はからひ有へしと覚えず、これ⁴「ハ」、経宗・惟方かしはさなり、召禁よと仰下されければ、清盛、勅定を承て申けるハ、保元の

御乱にも、御方へまいりて、忠節をつくし候ぬ、去年の合戦にも身命をおします忠節をいたして、乱世をしつめ候ぬ、いくたひもちよくめいにしたかひ奉るへく候とて、まかり出、**経宗・惟方** 両人の宿所へ⁷ 兵共さしつかへず、**新大納言**のもとにハ、**雅楽助通信・前武者所信泰** 二人討死す、**経宗・惟方** 両人召捕て、御坪内に引居たり、**すてに死罪に定たりけるを、法性寺大殿、御申ありけるハ、嵯峨天皇の御宇、左衛門督仲成か誅せられてより以来、死罪をと、められて年久しかりしを、保元の乱に、少納言入道信西ほとの人か誤て死罪を申行ひ、**中二年有て、**去年の逆乱ハ起れり、死罪を行へは、兵乱のたえぬ**、**「ことわざ」** 忽にあらハれて候、公卿の頸を左右なくきられん事、いか、⁹ **「候へからん」**、**遠流ハ二度帰る事なし、死罪に同す**とうけたまハる、¹⁰ **「死罪をなためられて、遠流に処せられて宜かるへく候」と申されければ、大殿はゆかしく申させ玉ふ物かな、大織冠より以来、代々君の御守として、善政のミ申御沙汰あれば、当時もめてたくまします、御子孫の繁昌も、さこそましますんすらめと歎諸人誉しめけり、**¹¹ **「大納言経宗ハ阿波国へ流さる、別当惟方ハ出家すと聞ゆ、長門国へそなかされける、**¹⁶

とあり、流布本・杉原本¹⁷は本文に相違があるが、傍線に限れば九条本に同じで、捕縛された両人の死刑を忠通が宥めた事は『今鏡』に確認出来、経宗側が抵抗し、二人の死者が出た事が『帝王』に一致する。此処は『平治』の史料の価値を認めて良い箇所になる。

(絵巻)

井日かくて世もやうくしつまるかとおもふほとに、**主上と上皇と御中心よからすと**いふ事きこゆ、**上皇、仁**和寺をよりいてさせ給て、**皇后宮大夫頭長卿八条堀川家**にわたらせたまふ所の家**に**、**棧敷ありけり、上皇、時々**のさしきにして、**行人のゆきかふを、御らむせられけるに、**内裏より御つかひまいりて、うちつけられにけり、

そのほか、世の政、主上の御はからひにて、上皇しろしめされぬことにてありければ、上皇ふかく御うらみありて、清盛をめして仰あるやう、主上ハいまたおさなくおハします、これほどの御はからひあるへからず、ひとへに経宗・惟方二人か斗なり、信頼か悪事をくハたて世のみたれをしいたし、あやまたぬ信西をうしなひしも、彼兩人かハからひなり、我に心さしあらは、かの二人をめしとりてまいらせよとおほせらる、清盛申云、保元の兵乱のとき、一類家弘をはしめとして、おほく讃岐院の御かたに候き、しかれとん故院の御遺言そむきかたく候て、君の御かたにまいりて、さきをかけて、逆徒をせめおとし候にき、君の御大事に命をすつる事、すてにたひくになり候ぬ、又いまもおほせをそむくへからすと申けり、上皇やかて其夜當時の内裏ハ条殿のひつしさるなる板屋へわたらせたまふ、前関白も参せられけり、清盛朝臣、新大納言・別当をからめしむ、兩人共、内裏二侍けり、大納言宿所ニ、命をしますすふせきた、かふ物ありて、清盛か郎等おほくうたれけり、大納言の侍に、雅楽助基光・前武者所信康など、あまたうたれにけり、大納言をハ、伊藤馬允忠清か手にとりてまいれり、別当は民部大夫為長くしてまいれり、京中も禁中も又さはきの、しる事おひたし、上皇ことにやすからずおほしめしけれハ、兩人共に死罪におこなふへきよし、仰られけるを、前関白しきりになため申さる、本朝にハ、嵯峨天皇よりこのかた、死罪ハと、められて井五代にをよふ、一とせ、先例をそむきて此事あり、人これをかたふけていはく、死罪を、こなはるれば、謀反のともから、たふへからすと申ける、はたしていくほとをへすして、去年大乱してきたり、中にも此二人させる弓箭とるものにあらず、流罪にて侍へし、遠流の罪ハふた、ひかへらず、死罪おなしと、くはしく申されけれハ、新大納言ハ阿波国、別当ハ長門国へなかさるへきになりぬ

とあり、兩人と後白河院の葛藤の一因の棧敷殿打付について、「下種」との接触と云ふ点で、『愚管抄』に近い。

本絵巻と『平治』諸本との比較を成した目下力氏は、依拠した本は九条本系の一本で、且つそれは流布本本文を持つ古態本かと推定し、同時に他の史料の利用や、絵巻独自の創作の可能性を指摘する¹⁹⁾。佐々木暁子氏は『愚管抄』を参

照したとするが⁽²⁰⁾、兩人逮捕の部分で、清盛の郎等二人が『愚管抄』に一致しないから、少なく共、他史料をも利用してゐる事に成る。また波線部の様に、平家の郎等に多くの死者を出したとする辺りは、九条本・流布本⁽²¹⁾・杉原本に見えない事からして、日下氏は絵巻が合戦を構へて、劇的構成を図つた創作の部分かとした。前掲の『帝王』の記す「亂闘」が『平治』のこの経宗郎等の抵抗に解される訳だが、『帝王』と『平治』は別個に史実を伝へてゐるのだろうか。

三、『帝王編年記』の平治記事と『平家物語』

『帝王』の記事中、平治元年十二月九日、十七日、二十五日、二十六日、翌二年正月九日、三月二十日条は、『百鍊抄』(以下、『百』)を利用したと見て可であるが⁽²²⁾、本文が完全に一致する訳ではない。

①『帝王』十七日条

廷尉請取少納言入道通憲〔法名信西〕首、懸獄門^A外樹、入道信西〔山井三位永頼卿五代孫、藤実兼子〕^B院御乳母夫、御在位之間、天下政偏彼最也

『百』十七日条

少納言入道信西首、廷尉於川原請取、渡大路懸西獄門前樹、件信西於志加良木山自害、前出雲守光保所尋取也
とある傍線部が『百』と共通しない。『平治』を見るに、金刀本が十五日とする。陽明本⁽²³⁾は十七日だが、Aを「ひかしのこくもんのまゑなる櫓の木」(宝玲本同)とするが、改変とすれば『平治』よりの引用を完全に否定出来ないだらう。
対して『帝王』の、

②(十二月二十七日条)^C於六条河原斬信頼首〔生年廿七、号悪衛門督〕は、

『百』（二十六日条）信頼至于仁和寺、遣前常陸守経盛、召取信頼斬首

と異なる。Cは金刀本・流布本が「六条河原」として一致するが²⁴⁾、『愚管抄』にも見えるから、『平治』に拠つたとはいふ断言できない。更に処刑の日を、九条本・陽明本・島原本では二十八日の事とし、金刀本・流布本は不明であるから、現存『平治』とは一致しないことになる。

③（二十九日条）義朝二男朝長於美濃国青墓宿^D自害^E〔生年十六〕

『平治』の金刀本（宝玲本・山岸本）では、二十八日に青墓に着いたと見る事は不可能ではない。九条本（・島原本・河野本）²⁵⁾では青墓を立つた義朝が二十九日に野間に到着、流布本では二十七日以降の到着、二十九日に内海に着いたとするが、何れも二十九日自害とする事は不可能ではない（但し九条本の金王丸の注進には朝長の最期についての言及がない）。Dは、『平治』では義朝が手を掛けたとして異なるから、「自害」とある史料²⁶⁾に拠る可能性が考慮されるが、『平治』では深手を負つた朝長が依頼する囑託殺人であるから、『帝王』が自害と解することも不可能ではない²⁸⁾。Eは金刀本が同じ。

④（^G正月四日条）義朝〔^H春秋三十八〕於尾張国被誅畢

『平治』ではGを正月三日とするのが金刀本系。九条本（・島原本・河野本）でも「三日の暁^{あかつき}」とするから、何れも『帝王』に異なる。『尊卑』は十二月二十九日とする。Hは金刀本は「享年三十八」として一致。九条本（・島原本・河野本）は不明。

⑤（^I正月十九日条）義朝長子義平〔号悪源太、^J生年廿歳〕被誅訖

とあるが、九条本（島原本・河野本）では二十一日に刑死。金刀本では正月二十五日に捕縛されるから、何れも『帝王』に異なる²⁹⁾。金刀本・流布本では正月二十五日に捕縛とあるから、『平治』に異なる事になる³⁰⁾。

⑥（三月二十日条）義朝三男頼朝〔生年十三〕配流伊豆国

とあるが、流刑が行はれたのは、『愚管抄』巻五「二条」によれば、

是等（經宗・惟方）カラムルコトハ永暦元年二月廿日ノ事也、コレラ流シケル時、義朝ガ子ノ頼朝ヲバ伊豆国へ同ジク流シヤリテケリ、同キ三月十一日ニゾ、コノ流刑ドモハ行ハレケル

とあり、『清癡眼抄』所引『後清録記』永暦元年三月十一日条にも見えるから⁽³¹⁾、『帝王』は正確ではない。『平治』では、九条本・島原本・流布本・『尊卑』が三月廿日下向として異なる。金刀本が三月十五日出京とするのも相違すると見て良いだらう。

逮捕当夜の後白河院の御幸場所も一致しないから、以上からすると、現存『平治』を利用した徴証はない一方、（部分的にでも）『平治』を利用・改変した可能性については、完全に否定出来ない。問題の逮捕記事も、確かに『皇帝紀抄』の散逸部の利用の可能性が考へられるが（平田氏著）、目下、独自の歴史史料に基づくとは断言できないと云ふ事に成る。他にこの逮捕記事を伝える史料を参照する必要がある。

四、『尊卑分脈』「經宗公伝」

『尊卑』「師実公伝」の經宗条には官歴が記されるが、この時の逮捕が「永暦元二十廿八解官去廿日坐事」の次に一字下げで記される。即ち、

以帝戚之重寄、於禁裏仙洞、御親子之間、申沙汰異議、^K頼申傾仙洞御世務、称詔宣、^L違背院中之時詔¹、「勅」、^L動及狼藉、仍自仙洞被仰大式清盛朝臣被召誠之、^M清盛軍士馳向彼宿所之处、本所家人等²「妨」戦、^N官軍多被疵、^O家人殞命、^O然而為民部大甫為永遂被召捕訖、将參仙洞、已可被行死罪之处、³「依」法性寺撰政申沙汰、止死罪

一等、被流阿波国⁽³²⁾

とある。本伝記部の成立は、現存写本の梵舞本の室町末期が下限であるとしか言へないが、現存『平治』に一致しない。則ちしが棧敷打付を指す可能性があり、Mで、内裏の言及が無い事は九条本・流布本に同じであるが、Oで経宗逮捕者を為永とする点、絵巻に異なり、Kも絵巻では、棧敷打付以外の親政派の専権を記すが一致し無い。さうしてNを見るに、官軍が負傷し、経宗家人に死者の出たと解され、後者は『平治』に一致するが、前者は絵巻と異なる。

それでも本記事の成立事情は不明で、大系本『尊卑』の他の脇書箇所を見るに、『平治』を参照してをり³³、此処でも未見の『平治』を参照した可能性は完全に否定出来ないが、当日夜、内裏内の宿所の襲撃により、経宗家人に死者が出、平家側は負傷者を出したものの被害は軽微であつたと見る事が、現在の所、妥当であらう。絵巻で平家側の死亡多数とするのは確かに誇張であるとしてよい。この夜襲を命じた院の意図が改めて問題となるが、筆者はこの後の別の謀殺事件が参照可能と考へる。

五、源光保・光宗親子の誅死

同じ年の六月、美濃源氏の源光保が配流に合ふ。後掲『今鏡』にもあるが、光保女子が鳥羽院の「最後ノ御ヲモイ人ニテ候ケル、光安ガムスメノ土佐殿トイヒケル女房」(『愚管抄』四)であつた事から、光保・光宗が保元の乱以前に、官位・家格を急激に上昇させ、その縁から二条親政派であつた事が、須藤聡氏により指摘される³⁴。この事件についても当時の記録が欠けるが、年代記には、

『百鍊抄』永暦元年六月十四日条に、

前出雲守光保已下配流遠国、依謀反之間也

『帝王編年記』同十六日条に、

前出雲守源光保已下有事、配流国々

とあり、前者に「謀反之聞」が理由とされる。『源平盛衰記』卷二「二代后付則天武后」には、

六月十五日ニ、又前出雲守光保朝臣ノ息男、備後守光宗薩摩国へ配流セラル、是ハ上皇ヲ危フメ奉ラント謀由聞エケレハ、其咎ヲ被行ケリ、光宗ハ配流ノ由宣下ノ後、自害シテ失ニケリ

と、上皇弑逆計画とあり、両派の対立を窺はせるが、詳細不明で、『今鏡』(同前)には、

其年の六月にやありけん、出雲のかみみつやす、そのころみつむねなどいひし源氏のむさなりし人、つくしへつかはして、はてはいかになりけるとかや、その人のむすめとかや、いもうと、かやなる人の、鳥羽院にときめく人にて、いとをしみのあまりに、東宮とてをはしまし、御めのとにて、くらむにつかせ給しかば、内侍のすけなど

きこえき、そのゆかりにて、時にあへりしに、^①内の御かた人の、かくことにあひしかばにや、^②又源氏どもものうせぬる、しかるべきにやありけん、^③またさばかりの少納言うづみたる、もとめいだしなしたりけるにやよりけん、かくぞなりにし(尾州家本、傍線「子に」)

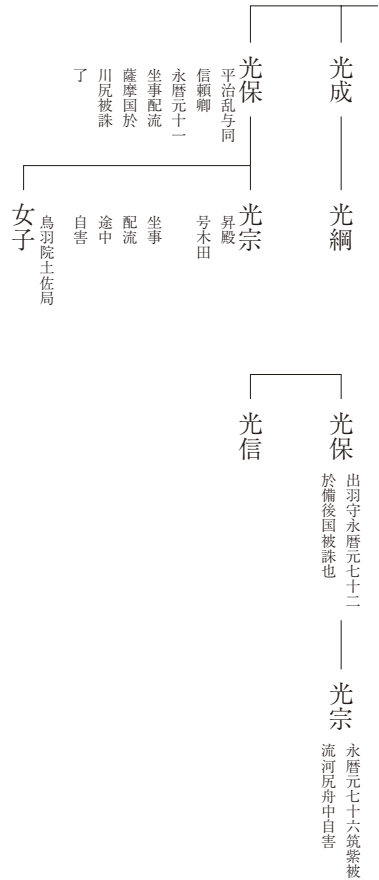
と、傍線の通り、諸説が挙げられる。②の源氏凋落の宿運説については、当時、朝廷、平家に源氏敵視策が無いから無視して良いが、①に親政派の弾圧とあつても、謀反の疑惑の記載はない。これは謀反が弾圧の口実であつた可能性を示すが、二条親政派の弾圧なのか、信西の首を得た事を咎めたか、『今鏡』は両説を挙げるから判断に苦しむ。

無論、院の意図を一つに限定する必要もないが、此処で光保が出京直後に誅殺されて居る事が注目される。『盛衰記』では、光宗が自害とだけあるが、大系本『尊卑』では(略記)、

『尊卑』

『諸家系図纂』「清和源氏綱要」(略記)

光信



とあり、河尻で殺害されたとある。³⁶⁾『今鏡』の波線部の醜化表現よりも認めて良いと思はれるが、『諸家系図纂』所収「清和源氏綱要」³⁷⁾では、光保は備後で誅され、光宗が「筑紫被流、於河尻舟中自害」と相違がある。但し同系統の菊亭本『系図略』³⁸⁾には問題の両人の脇書がなく、『新板大系図』³⁹⁾・徳大寺本『源氏系図』⁴⁰⁾では、光保には脇書がなく、光宗に「坐事配流之途中自害畢」と『尊卑』に同じ記事があるから、「清和源氏綱要」の記事の信憑性に疑問無しとしないが、配流途中⁴¹⁾に両人が死亡する異常事態で、少なく共、光保が殺害されたとある事は、院の強固な殺意が働いてゐると見て良い。

白河院は嘗ての寵臣源仲宗一族を一転、迫害した事件があり、その孫正清が配流先の伊豆で誅殺されたとする記事が北酒出本『源氏系図』にある。⁴²⁾その暗殺は他の記録に確認出来ないのであるが、専制君主が超法規的な殺人を行ふ可能性が皆無であると断定出来ない事に成る。ただこの後に、院政派と二条天皇派と対立が激化するが、死者は無く、後に院は平清盛・源義仲と感情的にも対立し、後者とは合戦に及ぶが、臣下を殺害しようとした事を筆者は指摘出来ない。

永暦元年の院の一連の行動のみ極めて例外的である。

院の処罰感情の激しさは、経宗等逮捕時の夜襲が、直前の十二月の信頼・義朝の三条殿焼討に近似し、その影響を受けてゐる事からも窺へよう。深夜御所に推参、後白河院を拉致し、信西一族の殺害を図り、御所に放火し、死者を出した暴挙であるが、放火は別として、夜中の襲撃による死者の発生と超法規的な処刑の手口が共通するからである。三条殿焼討に経宗・惟方が参加した徴証はないが、経宗・惟方・光保共に、巧妙に立ち廻り、信西を除いた平治の乱の加担者である。その暴力性から判断すると、永暦の変は、院が同様の方法で乱の報復を試みたもので、乱後の二条親政派との政治的闘争の企図は薄いと推定する。絵巻・『今鏡』が挙げる③が最も近い理由とならう。

六、三条殿焼討の被害

三条殿焼討の如き前代未聞の残虐を、院が果たして踏襲するか疑問の向きもあるだらうが、その被害についての軍記の誇張に留意せねばならない。何よりも『平治物語絵詞』⁽⁴³⁾の炎と、井戸に折り重なる死体、正に首を掻き切る描写に圧倒されるのだが、絵巻でも現場を逃れる男女が描かれてゐた。その放火は、『愚管抄』に、

カ、リケル程ニ平治元年十二月九日夜、三条烏丸ノ内裏、院ノ御所ニテアリケルニ、信西子ドモグシテ常ニ候ケルヲ押コメテ、皆ウチ殺サントシタクシテ、御所ヲマキテ火ヲカケテケリ、(中略)俊憲・貞憲トモニ候ケルハ逃ニケリ、俊憲ハタバヤケ死ナント思テ、北ノ対ノ縁ノ下ニ入テ有ケルガ、見廻シケルニ逃ヌベクテ、ホノヲノタバモヘニモヘケルニ、走り出テ、ソレモ逃ニケリ

とある様に、信西一族覆滅を図り、放火したと解されるが、信西の二人の子が脱出出来た様に、皆殺し出来たのでは無かつたのである。

然るに『平家物語』で、

廿日、院御所七条殿ニ、軍兵雲霞ノ如ク四面ニ打カコミタリ、二三万騎モヤ有ラムトミュ、コハ何事ソト、御所中ニ候合タル、公卿・殿上人、上下北面ノ輩、局々ノ女房マテモ、サコソ浅猿クオホシケメ、心中タ、ヲシハカルヘシ、昔、悪衛門督カ三条殿シタリケル様ニ、火ヲ懸テ人ヲ皆焼殺サムトスルト云者モアリケレハ、局ノ女房・上童ナムトハ、ヲメキ叫テ、カチハタシニテ、物ヲタニモ打カツカス、迷出テ、倒フタメキテ、サワキアヘル事、云ハカリナシ(延慶本二本「法皇ヲ鳥羽ニ押籠奉ル事」)⁽⁴⁴⁾

と、三条殿焼討が皆殺しとされ、『平治』陽明・九条本系で、

三条殿のありさま、申もおろかなり、門門をハ、兵共うちかこめり、所々より火をハかけたり、猛火虚空にみち、暴風煙雲をあく、公卿殿上人・局の女房たち、いづれも信西か一族にてあるらんとて、いふせ、きりころしけり、^x火に焼しと出れハ、矢にあたり、矢にあたらしと帰れハ、火にやけ、り、やをおそれ、火をかなしむたくゐハ、井にこそおほくとひ入れれとも、しハしの命なり、下なるハ水におほれてたすからず、上なるハつくりかさねたるてんのハけしき風にやけ、れハ、灰燼にうつもれて、たすかるものハさらになし、かの阿房の炎上にハ、后妃采女の身をほろほす事ハなかりしそかし、此仙洞の回祿に八月卿雲客の命を、とすこそ、かなしけれ、右衛門尉大江家仲・左衛門尉平康忠二人か首をほこにつらぬきて待賢門にそさらせたる、同夜の寅時に、信西入道か姉少路西洞院の宿所を追補して焼払、只是ハ大内の兵共か下人のわざとぞ聞し(宝玲本)

や、金刀本で、

信頼・義朝御所に火をかけて、^{のぶより}防者^{ふせくもの}あらば討取^{うちとれ}との給ひ出せ馳ぬ、^{つはもの}兵、四面^{しめん}に打立て、御所に火をかけたれば、^{じやうげ}上下の女房達あはてさはぎ出^{いで}られけるを、^{さんく}散々に射ければ、火をのがる、ものは矢をのがれず、矢をのがる、^{もの}者は火をのがれず、矢をまぬかれんとする者は^{もの}はるにこそおほく入れ、^{した}下は水に溺、^{おほれ}中は人に押れ、^{うへ}上は猛火もえ

か、りければ、命のたすかるべき事を得ず、御所には左兵衛尉大江家中・右兵衛尉平泰忠五十余騎にて防戦（なぐさ）けられ共、物の数ならず、程なく馳参り、待賢門に打立ておめきたる計にて、し出たる事はなし、其日の丑魁（うせき）に信西入道が、姉小路西洞院の宿所へ押よせて火をかけたれば、女・童部あはて迷出けるを、信西が姿を替（か）へや出らんとて打殺切（うころし）ころし散々に真（ま）ければ、上下のきらひなく命のたすかる事をえず（金刀本）

を見るに、その被害が強調される。確かに下級官人に井戸で圧死した人物がゐた事は確かである。『尊卑』『真作孫』に、

上西門院威人
惟章【盛】

母 平治元十二逆乱信頼
卿院参日候仙洞
歿井死

とあるからだ、[「月卿雲客」の死者は未確認であり、少なく共、その点、誇張があると云へる。⁽⁴⁶⁾

『百鍊抄』同九日条には、

夜、右衛門督信頼卿・前下野守義朝等謀反、放火上皇三条烏丸御所、奉移上皇上西門院於一品御書所〔帝王編年記〕
同

と、「放火」のみしか記されないが、『参考平治物語』にも引かれる『皇代暦』二条紀「平治元年条に、

十二月九日夜、三条烏丸院御所加追捕、焼払之、或被焼殺、或入井死者廿余人云々、次卯刻、少納言入道信西所々
家焼失畢⁽⁴⁷⁾

とある事を見るに、『平治』に見えるような殺害は記されず、また死者の数が少ないのではないか。

『皇代暦』では信西宅が放火されたとあり、伏見宮本『仙洞御移徙部類記』所収『右禪記』永暦二年四月十三日条には、別の邸宅ではあるが、

（法住寺殿）其地故入道信西居也、去年乱逆之時、舎屋為灰燼⁽⁴⁸⁾

と、信西宅の放火が確認出来るものの、金刀本系『平治』の如く、信西宅放火の際、家人の虐殺が行はれたとする記事は現存古記録に未確認である。『平治物語絵詞』でも、

同寅剋に、信西か姉小路西洞院の宿所追捕して、火を放つ

とあるのみで、更に陽明・九条本系の『平治』では下人の放火とある説を載せるが、虐殺の言及が無い。後出本はこれも信頼達の虐殺としたものであらう。

三条殿の焼討は徹底した大量虐殺ではなく、永暦の院の夜襲と、非対称的な規模であつたと見る必要はないのではないか。

注

(1) 鎌倉末期写『三国相承秘密伝法一門血脈』「廿一代実運」条（湯浅吉美氏「東寺観智院蔵『三国相承秘密伝法一門血脈』の翻刻」〔成田山仏教研究所〕二十八、平成十七年二月）。『醍醐寺新要録』巻十四「讓補篇」の「明観已来嫡々讓与事」〔醍醐寺文化財研究所編刊本による〕にも見える。

(2) 『神皇正統記』二条紀。國學院大学貴重書影印叢書『神皇正統記 職原抄』の猪熊本による。同様の見解は松島周一氏「藤原経宗の生涯―後白河院政と貴族層について―」〔愛知教育大学研究報告 人文科学〕四十二、平成五年三月）にも指摘される。

(3) 元木泰雄氏「保元・平治の乱を読なす」第五章三「最後の勝者」（平成十六年十二月）。以下、元木氏著と略。

(4) 『古今著聞集』巻五「和歌」〔別当惟方左遷詠述懷歌被召帰事〕（新訂増補国史大系）

(5) 人物叢書『後白河上皇』七「平治の乱」（昭和六十一年十一月）

(6) 『保元の乱・平治の乱』一五九頁（平成十四年六月）。以下、河内氏著と略。

(7) 『参考保元平治物語』（国書刊行会刊本）

(8) 京都大学総合博物館蔵勸修寺本による。『二代要記』同（東山御文庫本の紙焼写真）。

(9) 新訂増補国史大系の畠山本による、傍線は同じく尾州家本より補ふ。

- (10) 新訂増補国史大系による。島原本同（日本古典文学大系。東大史料編纂所徳大寺本『帝系』巻五の「永暦元年二月廿日、依 上皇仰、清盛擲取経宗・惟方両卿、是件両卿依奉輔翌主上、奉□上皇御治世、又院御所御棧敷殿奉打付事等、濫悪之故也」〔原本閲覧停止につき、紙焼写真による。□は破損箇所〕とあるのは、他の記事の照合からして、『愚管抄』に拠ると判断される。
- (11) 『玉葉』治承二年十二月十五日条。図書寮叢刊本による。
- (12) 元木氏著、及び同氏の「藤原経宗―拷問を受けた有職の公卿―」（同氏編『保元・平治の乱と平氏の栄華』平成二十六年三月）参照。
- (13) 田島公氏「帝王編年記」（『国史大系書目解題』下、平成十三年十一月）参照。
- (14) 勉誠社の慶長古活字本の影印による。蓬左本は「」を「保父」とする（汲古書院の影印）。
- (15) 日本古典文学影印叢刊の影印に拠る。
- (16) 島原本は、1「あけほの」、2「かの棧敷」、3なし、4「併」、5「には」、6「なんと」、7「らうとう」、8「本文」、9「有へからんとおほえ候」、10なし、11「新」（島原市立図書館松平文庫本は電子公開）
- (17) 古活字本（筑波大学図書館蔵）の影印による。杉原本は古典研究会『平治物語』の影印による。
- (18) 中央公論社続日本の巻十七『前九年合戦絵詞・平治物語絵巻・結城合戦絵詞』所収。
- (19) 『平治物語の成立と展開』鳥丸光広奥書『平治物語絵巻』・東北大学附属図書館蔵摸本―翻刻並びに考証―（平成九年六月）
- (20) 『平治物語』常盤巻考（『駒沢国文』二十八、平成三年二月）
- (21) 内閣文庫本（電子公開）同。
- (22) 平田俊春氏「私撰国史の批判的研究」『帝王編年記の批判』（昭和五十七年四月）、以下、平田氏著と略。
- (23) 陽明叢書『平治物語 明德記』の影印による。宝玲本（国文学研究資料館の電子公開）同。
- (24) 九条本は「六波羅近き河原」（陽明本同）とする。
- (25) 河野本は佐藤敦子氏「河野信一記念文化館蔵『平治物語』中巻（学習院本系統）翻刻」（『軍記と語り物』十八、昭和五十七年三月）の翻刻による。
- (26) 『尊卑分脈』「清和源氏」朝長伝（新訂増補国史大系）・『大乘院日記目録』巻一（増補統史料大成）では正月二日とする。
- (27) 東大史料編纂所蔵『古系図集』（紙焼写真）。上杉博物館蔵『須田系譜』にその注記がある。また能『朝長』（『謡曲三百五十七

- 番集)・舞の本『鎌田』(古典研究会「幸若小八郎正本 幸若舞曲 三十六種」上)も自害とする。
- (28) 朝長の年齢は金刀本・流布本・杉原本が『帝王』に一致。
- (29) 東大史料編纂所蔵『皇代記並御系図』(二条紀)にも「永曆元正三庄司忠宗殺義朝、同廿一日殺義平」とある(紙焼写真)。
- (30) 『尊卑』の義平伝では、正月二十一日、『大乘院日記目録』巻一では二十二日とする。
- (31) 内閣文庫所蔵史籍叢刊古代・中世篇第三巻による。『公卿補任』文治元年同人条同。『吾妻鏡』治承四年四月二十七日条に「三月十一日配当国之後」とある(共に新訂増補国史大系)。
- (32) 『尊卑分脈脱漏』は、1・3なし、2「防」とある(国会図書館『編纂本朝尊卑分脈図脱漏』中の電子公開による)。国立歴史民俗博物館の廣橋家旧蔵記録文書典籍類に含まれる『尊卑分脈』(紙焼写真)には問題の伝記部がない。
- (33) 「清和源氏」の義朝親子の伝記や、「顯流孫」の惟方、「貞嗣卿孫」の信西の平治乱記事等は『平治』によるものであらう。
- (34) 「保元・平治期の政治動向―美濃源氏の源光保・光宗の活動を中心に―」(西垣晴次先生退官記念宗教史・地方史論纂)(平成六年三月)所収。
- (35) 確かに光保事件の後、行幸の前後を武士が警備した事が特記されるが、『山槐記』永曆元年八月二十二日条、関連不明。
- (36) 北酒出本『源氏系図』(秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵)・『洪川系図』(山口県公文書館冷泉本)にはなし。当該美濃源氏系図部は、拙稿「溢れ源氏考証補闕」(山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告)三十四、平成十九年三月)に翻刻。秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵の佐竹本『尊卑分脈』には光保自体が掲載されない。
- (37) 内閣文庫蔵本による。統群書類従『清和源氏系図』が同じ。
- (38) 京都大学附属図書館蔵近世写本一冊(請求記号 菊ヶ五)。
- (39) 西道智刊『国史大系書目解題 下巻』所収、皆川完一氏「尊卑分脈」(平成十三年十一月)参照。此処では架蔵本による。
- (40) 東大史料編纂所蔵近世写本一冊(請求記号 徳大寺四七・一五・一)。「久下文書」所収の「源氏惣系図」では、光保親子が釣られない(東大史料編纂所の紙焼写真)。以上の諸本の関係は別に考察する。
- (41) 河尻は薩摩に適当な該地がなく、淀河の河尻か。
- (42) 拙稿「溢れ源氏考証(下)」(『米沢国語国文』三十・三十一、平成十四年十二月)による。
- (43) 中央公論社日本の絵巻十二『平治物語絵詞』による。
- (44) 汲古書院の影印による。四部合戦状態の傍線部は、「昔悪衛門督仕^シ様、有^下ケレハ懸火、焼殺ト云之者、局女房・女童部喚叫、

- 歩チ膚足、物ヲ打タ負カ、迷ヒ出、走リ騷シ理キ」（汲古書院の影印）とあり、皆殺しの表現がない。
- (45) 書陵部藏万里小路惟房写柳原本（外題『藤原氏系図』）による（紙焼写真）。**㊦**は新訂増補国史大系本による。
- (46) 傍線 x は『将門記』・『保元物語』に近似する表現がある（谷口耕一・小幡達氏『平治物語 全訳注』（令和元年九月））。
- (47) 『一代要記』はほぼ同文だが、傍線部がない。『皇代暦』本文を利用するものであらう。
- (48) 図書寮叢刊『仙洞御移徙部類記』所収。